

# 特定非営利活動法人 ADDS 研究活動等に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

## 1 制定の趣旨

本ガイドラインは、特定非営利活動法人 ADDS（以下、「ADDS」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、職員等からの研究活動における不正行為に関する申し立ての仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と ADDS の自主的な規律による積極的な是正を図り、ADDS が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

## 2 対象とする不正行為

本ガイドラインは、ADDS に対して申し立てられる次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）をその対象とする。但し、過誤など故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は本ガイドラインが対象とする「不正行為」には該当しないものとする。

### (1) 公的資金の不正使用（以下、「研究費不正」という。）

国、地方公共団体またはその外郭団体等から ADDS に配分される公的資金（以下、「公的資金」という。）ならびに ADDS が管理する研究資金の不正な使用または処理。

### (2) 次のア) からウ) のいずれかに該当する研究活動における不正行為（以下、「研究不正」という。）

#### ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

#### イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### ウ) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

### (3) その他

同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。

## 3 申し立て窓口の設置

ADDS における公的資金不正、研究不正に関する申し立て（以下、「申し立て」という。）窓口（以下、「申し立て窓口」という。）を管理部に設置する。申し立て窓口の連絡先および申し立ての方法については、後記 4 に記載する利用対象者に対して、適切な方法で周知するものとする。

## 4 申し立て窓口の利用対象者

申し立て窓口を利用し、申し立てを行うことができる者（以下、「申し立て者」という。）は、次の者とする。

- (1) ADDS の職員（常勤、非常勤を問わない）
- (2) ADDS の学生
- (3) ADDS において受け入れている訪問研究員等で他機関等所属の研究者又は学生
- (4) ADDS において共同研究活動を行っている ADDS 所属以外の研究者
- (5) 当該研究活動に関連して ADDS との間で取引関係を有する法人等の事業者または当該事業者に属する従業員またはその他当該事業者に関連する個人
- (6) 前記(1)～(5)までの身分を過去5年以内に有した者

## 5 申し立て内容の対象範囲

申し立ての対象範囲は、次に挙げる者が、i) 不正行為を行っていること、または、ii) 不正行為を現実に行おうとしていること、とする。

- (1) ADDS の常勤の職員
- (2) ADDS で行っている研究活動にかかわる ADDS の非常勤職員
- (3) ADDS の職員を研究代表者とした研究における ADDS 以外の研究機関等に所属する研究分担者

## 6 申し立ての方法

(1) 申し立ての方法は、原則として次に掲げる事項を明らかにした申し立て書（電子的なものを含む）および証拠を周知された申し立て窓口に提出することにより行うものとする。これらを充足しないと ADDS が判断する場合には、申し立てを受理しない（すなわち後記第11項に記載する「調査」の対象ともされない）ことがある。

### ア 申し立て書

(ア) 申し立て者の氏名または名称、所属、住所及び連絡先

(イ) 不正行為を行ったまたは現実に行おうとしている疑いがある者（以下、「被申し立て者」という。）の所属、職位、氏名

(ウ) 不正行為の態様および内容

イ 不正行為を裏付ける具体的証拠、調査の参考となる資料

(2) 本項(1)のイの証拠または資料はわかりやすく整理すること。例えば、証拠であれば“証拠①”、参考資料であれば“参考資料①”などのように説明番号を付し、イが複数存する場合には、証拠または参考資料ごとに通し番号を付すなどする。

(3) 本項(1)のアに不正行為の態様および内容を記載するに際しては、前記 6(1)のイの証拠または資料のどの部分がアの記載内容のどの部分の証拠または参考資料であるのかを特定して付記し、アとイ間の具体的な関係を明示するようにすること。または、上記アの記載内容がイによって裏付けられていることを個別に説明する証拠説明書または資料説明書を添付すること。

(4) 本項(1)の定めに関わらず、申し立て内容・資料が十分に合理的である場合など例外的事情があると ADDS が判断する場合には、申し立て者の氏名・連絡先等が不明な場合であっても、調査の手続きを開始することがある。

## 7 申し立て者の情報の扱い

申し立て者の氏名等申し立て者を特定することができる情報は、調査関係者等当該情報を知ることが必要と合理的に判断される必要最小限の者のみで厳に秘密として保持するものとし、それ以外の者への開示または漏洩がなされないよう細心の注意をもって取り扱うこととする。

なお、調査の内容によっては、被申し立て者等の調査対象者に対し、申し立て者の事前の了解を得て申し立て者の氏名を開示することがある。なお、申し立て者が開示を希望しない場合には、開示しないで調査を行うこともできるが、調査内容が制限され、十分な調査ができないことがあることを申し立て者は予め了解するものとする。

## 8 申し立て者の保護

ADDS は、申し立て者に対し、申し立て行為および申し立てに基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

## 9 被申し立て者等の保護

申し立てへの対応及び申し立てに基づく調査行為にあたるすべての者は、被申し立て者または当該調査対象者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

## 10 研究コンプライアンス委員会

(1) ADDS に研究コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を置き、申し立て窓口を通して受領した申し立てについての対応処理を行うものとする。

(2) 委員会の委員は次の者から構成されるものとし、管理部がその事務を取り扱う。ただし、委員が被申し立て者である場合は、理事長が別に指名することができる。

ア 研究担当常任理事（委員会委員長とする）

イ 総務担当常任理事（委員会副委員長とする）

ウ 被申し立て者の所属する部門または機関の長

エ 内部監査室より若干名

オ ADDS に属さない者 1 名以上

カ その他委員長が必要と認めた者

(3) 委員会は、必要に応じて対応の状況について理事長に報告を行う。また、理事長の求めがあった場合にも報告を行うものとする。

(4) 委員会は、扱った内容について、ADDS における研究活動の不正行為防止や適切な研究推進体制を構築するための情報共有を目的として、個人情報などが特定できない形にした上で、ADDS における研究倫理委員会等へ情報を提供することができる。提供できる部門の範囲・内容については委員会で判断を行う。

## 11 申し立ての処理

申し立てがあった場合、申し立て窓口の責任者は、すみやかに委員会委員長（以下、「委員長」という）へ報告する。また委員長は、当該報告を受けた場合、すみやかに申し立て事項に係る調査（以下、

「調査」という。) の手続きを開始する。調査の手続きについては委員会において別に定める。

## 1 2 申し立て者の義務

申し立て者は、以下各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、ADDS は調査を中断または終了することができる。

- (1) **ADDS** が調査の手続きを進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。
- (2) 調査の手続きの支障となるような行為はしないこと。
- (3) **ADDS** 関係者または調査の手続きを行う関係者への誹謗中傷その他圧力をかける行為を行わないこと。

## 1 3 申し立て内容の処理の報告

委員長は、次の事項について、申し立て窓口を經由して申し立て者に通知する。

- (1) 調査の開始または調査を行わないことの報告
- (2) 調査が行われた場合の結果についての報告
- (3) 申し立て者から当該申し立ての対応状況について照会があった事項で、調査の手続き及び調査活動そのもののいずれにも支障がないと判断される場合の報告

## 1 4 守秘義務

申し立て等の対応にあたるすべての者は、申し立て内容に関して知り得た情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。

## 1 5 情報提供

**ADDS** の職員は、不正行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、申し立て窓口当該不正行為に関する情報提供をすることにより、**ADDS** の当該違反不正行為の継続もしくは拡大の防止または是正、または未然の発生防止を行うことができる機会の提供に努めるものとする。

## 1 6 主管

申し立て窓口の運用に関する主管は管理部とする。

## 1 7 補則

本ガイドラインに定めるもののほか、申し立て窓口の運用に関し必要な事項は、研究担当常任理事と総務担当常任理事が協議して定めるものとする。

## 1 8 改廃

本ガイドラインの改廃は、総務担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

## 附則

本ガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。